



# きらりとくくくく

第16号



## 特集 「障害者手帳」

について



2.2  
%

## この数字は 何だと思いますか？

答えは、民間企業における障害者の法定雇用率です。

国の定める障害者雇用促進法において、全ての事業主（会社）はこの法定雇用率以上の障害者を雇用する義務が課せられています。仮に従業員数1000人の民間企業の場合は22人以上の障害者を雇用する必要がある、ということになります。ハローワークで見かける障害者専用求人の大半はこの法定雇用率達成のため、というのが実状です。この障害者専用求人応募の際に必要なものがあります。それが今回特集する「障害者手帳」です。

### 障害者手帳 とは？

障害者手帳とは障害のある人を対象に、その自立と社会参加の促進を図る為に交付される手帳です。取得することで障害の種類や程度に応じた様々な福祉サービスを受けることが出来ます。

障害者手帳は障害種別ごとに以下の3つに分かれています。

- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| ■ 身体障害者手帳               | ・身体障害がある方 |
| ■ 療育手帳（都道府県により名称が異なります） | ・知的障害がある方 |
| ■ 精神障害者保健福祉手帳           | ・精神障害がある方 |

今回は3種類ある手帳の中でも特に「精神障害者保健福祉手帳」（以下、手帳とする）について、その概要や受けられるサービス、取得方法などについてお伝えしたいと思います。

### 精神障害者保健福祉手帳

#### 対象となる 精神疾患の 範囲

統合失調症、鬱病・躁鬱病等の気分障害、てんかん、薬物やアルコールによる急性中毒又はその依存症、高次脳機能障害、発達障害（自閉症・学習障害・注意欠陥多動性障害等）、その他の精神疾患（ストレス関連障害等）。

#### 等級

障害の程度により、1~3級に分かれます。程度の重い方から1級となっています。

#### 取得・更新

申請は、初診日から6ヵ月以上経過していればいつでも可能です。  
・有効期限：2年（都度、更新が必要）  
・不要であればいつでも返還することが出来ます。

障害者手帳  
を持つと

障害者手帳を取得することで受けられるサービスや割引があります。全てを網羅することは紙面の関係上できませんが以下のようないります。

### 全国一律の例

- ・所得税や住民税の控除
- ・相続税や贈与税の控除
- ・自動車税や自動車取得税の軽減（1級のみ）
- ・生活保護の障害者加算（1級・2級のみ）
- ・障害者雇用制度の利用  
(障害者枠の求人応募等)
- ・携帯電話の割引、受信料の免除
- ・映画館の割引  
(本人と同伴者1名は1,000円、  
というところが多いです)



### 自治体独自の例

- ・公営住宅への入居時の優遇
- ・公共交通機関の運賃割引  
(例：大阪市内在住者に大阪メトロの乗車料金を割引)
- \*公共交通機関はまだ精神障害者福祉手帳では、割引をしてもらえないところが多いのが実状です。
- ・水道料金等公共料金の割引
- ・レジャー施設の入場料の割引

(例：USJ、海遊館は本人と同伴者1名が半額、天王寺動物園は本人と同伴者は無料です)

堺市まとめサイト



手帳は取るほうが  
いろいろお得？



障害者手帳を持つことで得をすることは以上のように少なくありません。また、取得をすることで、とりたてて何か損をするということはありません。

ただ、「障害者」であるということの証明であるため、そのことをご自身の中でどのように受け止めるのか、どのように消化するのか、ということは一つの「壁」と言えるかもしれません。

今回は『障害者手帳』について見てきました。

手帳の取得を悩まれている方へお伝えしたいことは、あなたが今後「どのように生きていきたいのか」が大切になるということです。手帳を取得することで自分の希望する生活や仕事に就くことができるのであれば、目的達成のための有効な「手段」として手帳を活用できます。

逆に目的達成の為に必要ないのであれば取得の必要はないとも言えます。あるいは一度取得はしたが、不要になれば返還するということも可能です。手帳がご自身の生活に有効活用できるかどうか、すでにお持ちの方も含め、今回の特集が少しでもその参考になれば幸いです。



## 取得までの流れ

### 1 申請書をもらう

市区町村の障害福祉担当窓口で申請書類（申請書・診断書）をもらう。  
\*病院にある場合もあります。

### 2 主治医の診断書

通院先の主治医に診断書の作成を依頼（又は年金証書の写しを用意）  
\*料金がかかります。医療機関によって金額は異なります。

### 3 申請書類の提出

申請書類は居住する市区町村の障害福祉担当窓口に提出します。

### 4 審査及び判定

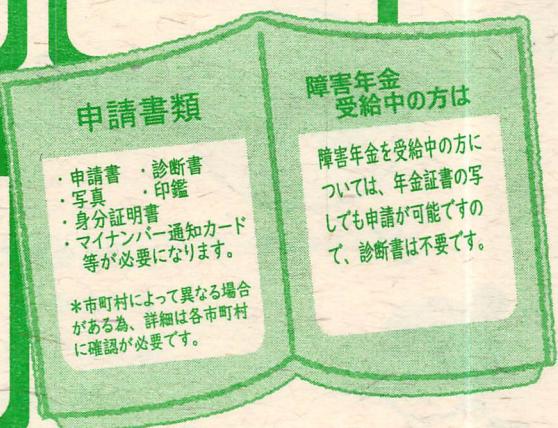
手帳の等級の判定や審査が行われます。

\*診断書の内容にはよっては軽症とみなされ、「判定外」となり、手帳取得が出来ないこともあります。

### 5 受け取り

まず、交付通知書が自宅に郵送されます。その後、市町村窓口での受け取りとなります。

\*ご自宅に通知書が届くまでに、申請からおおむね1~2ヶ月かかります。



## 次号予告

次号は「履歴書」をテーマにする予定です。

バックナンバーはこちらから <https://andante-station.jimdofree.com/>

